北野天神縁起絵巻と孝養報恩

-霊験譚「銅細工娘の段」の成立-

抄

が担った役割について考察した。 容を紹介し、詞書と場面絵を総合的に読み解くことにより、霊験譚 本論は、北野天神縁起絵巻における霊験譚「銅細工娘の段」の内

報恩、追善供養という日々の実践を、天神の利生による至福として 結びつかせ、中世の人々が北野社への帰依を寄せるという機能を果 増補された霊験譚「銅細工娘の段」であった。これが、父母の孝養 北野社の帰依・崇敬をより強固なものにするため『建保本』にて

たしていたのである。

また、「銅細工娘の段」で強調される仏事・儀礼が、『平家物語』、

神信仰の展開が中世民衆、武家社会に受け入れられるように仕組ま 『御成敗式目』にも共通した思想である忠孝にあることにより、 天

上

퀿

孝

弘

れていたことを明らかにした。

説いたのであった。 践を仏事という儀礼を例に、それが天神の利生であるということを 身近な関係であった親子関係を対象とし、孝養報恩という日々の実 天神信仰の特色は、中世の人々の願いとしての至福が、当時最も

キーワード 霊験譚、孝養報恩、銅細工、 参籠、 忠孝

はじめに

成立過程や諸本間の関係を探るにとどまるものであった。 文冒頭の詞書を甲・乙・丙の三類に分類することから始まり、主にその 北野天神縁起(以下「天神縁起」と略す)についての先行研究は、序

ものであった。 生を説くことが天神信仰の特色として展開していたことを明らかにした 心とする仏教思想の普及の面からの考察もある。これは、念仏による往 置付け、天神縁起の伝播が神祇信仰のみの展開ではなく、念仏信仰を中 一方、これに対し、天神道真を権者の化現とする王城鎮守神として位

佛教大学大学院紀要 文学研究科篇 第三十九号(二〇一一年三月

九九

り北野社の霊験を強調する必要があったのである。敬をより強固なものにすることであった。そのためには、天神縁起によところで、周知のように天神縁起制作の目的は、北野社への帰依・崇

保年間(一二一三~一二一九)の成立とされている。に登場したのが『建保本』であった。同じく詞書のみのものであり、建れは、絵巻成立以前のもので詞書のみのものであった。そして、その後天神縁起諸本中、最古の成立とされているのは『建久本』である。こ

「銅細工娘の段」で強調されるのは、父母への孝養報恩であった。大国の受領に出会うことでその御前となり幸福になったという話である。特に耐えきれず家出し、北野社に参籠することにより天神の霊験を蒙り、娘の段」がある。その内容は、ある銅細工の娘である姉妹が、継母の虐娘の段」がある。その内容は、ある銅細工の娘である姉妹が、継母の虐なの。「建保本』には、『建久本』の内容に増補された霊験譚「銅細工

神に祈ったのである。そして、とした。しかし、幼き姉妹にはどうすることもできず、その身を嘆き天とした。しかし、幼き姉妹にはどうすることもできず、その身を嘆き天身一つで家出した姉妹は北野社に参籠し、亡母への孝養を唯一の願い

やかにいのちをめすへきよしまてそ(『弘安本』)、うせにし母の孝養報恩もかなはす、かくてはつへき身ならは、すみ

せと天神に要求している。ととは恥ずべきことであり、速やかに命を召と母の孝養報恩ができないことは恥ずべきことであり、速やかに命を召

さかえて、父母のために堂塔をたて、種々の善を修して、のちには天神の御利生によりてこの女播磨守の妻となりて、おもひのま、にと出会うこととなり、姉妹は幸福の身となった。このことを天神縁起は、この願いに感応した天神の霊験により、大国の受領である播磨守有忠

と語り、天神の霊験利生は、仏教における善根によるものであることを出家して発心の思ひに住して往生をとけにけり(『津田本』)。

強調している。

社への帰依を寄せるという役割を担っていたのである。の実践を、天神の利生による至福として結びつかせ、中世の人々が北野このように天神縁起霊験譚は、父母の孝養報恩、追善供養という日々

いて検討する。
いて検討する。
本稿においては、「銅細工娘の段」における①「姉妹虐待」、②「姉妹受福」、の三場面について、諸本の詞書・場面絵を総合をにおいては、「銅細工娘の段」における①「姉妹虐待」、②「姉妹

天神縁起絵巻が担った布教・教化面での役割を探る。したい。孝養報恩による至福が、天神の霊験であると強調することで、関係の中で説かれる孝養思想に影響されたものであったことを明らかに関係の中で説かれる孝養思想に影響されたものであったことを明らかにもして、天神信仰の特色は、念仏による往生を説くもののみにあらず、

第一章 銅細工娘の段

第一節 姉妹虐待

若干の欠脱はあるが、「建久五年十月廿四日書写了」の奥書がみられる一八三〇)に編集した『北野文叢』に収録されたもので、巻首をはじめ記』である。これは、北野天満宮の社僧宗淵が文政年間(一八一八―いた。この最古の縁起が、京都北野天満宮所蔵の五條菅家本『天神天神縁起が絵巻物として制作される前に、既に縁起本文が存在して

『建久本』と呼ばれた。ことから、建久五年(一一九四)書写の最古本と目されるようになり、

されている。されている。

後に、「仁和寺念西」・「銅細工娘」の二話を追加挿入している。 内容は『建久本』とほぼ同様であるが、巻末の「仁和寺阿闍梨」の段

縁起本文のみの『建久本』、『建保本』が、いずれも原本を失い後世の写本の形で遺されたのに対し、制作当初のまま現存する最古本として、なったのもこれが現存する最古本である。『建久本』を増補して成ったなったのもこれが現存する最古本である。『なが加わって天神縁起絵巻となった。

まず、姉妹虐待導入部分では、から構成されている。以下、『建保本』を中心にその内容を紹介する。「銅細工娘の段」は、①姉妹虐待、②姉妹参籠、③姉妹受福、の三部

いまはかぎりにおぼえて、たのみなく侍ければ、けり。女子二人ぞ侍ける。十二と十四と申けるとき、母わづらひて、白河院の御宇、承保二年の頃、西七條によろしきあか、ね細工あり

こ、この話を白河天皇の御字である承保二年(一○七五)、京西七条で

して、見込みもなくなっていた。そして、亡くなる直前、夫である銅細工に対見込みもなくなっていた。そして、亡くなる直前、夫である銅細工に対十二歳であった。その頃、娘たちの母は重い病を患い、いよいよ助かるの出来事としている。ある銅細工に二人の娘がいて、姉は十四歳、妹は

つまり将来の生活の安定が図られるまでは後妻を迎えないでほしいと、と二人の娘の将来を案じ、父親である銅細工に対し娘たちが嫁ぐまで、ゐにむなしく成にけり。
あとの事など申おきけるに、このむすめどもを、たぐひなくいとお

ける。 ける。 はては食事をあたへずして、命をた、むとぞしがちににくみけり。はては食事をあたへずして、此ま、子をあなりなりけるが、昔もいまもなさぬ中のならひにて、此ま、子をあな男は契をきし事をもわすれけるにや、そのとしほどなく妻をなんぐ 泣きながら頼み約束をした。しかし、

と銅細工は妻の死後、すぐに後妻を迎えたのであった。

会ではごく一般的なことであったものと推測できる。世のならひなれは、いくほともなくて妻をなんまうけてけり。」と世のならひなれは、いくほともなくて妻をなんまうけてけり。」とのならびなれば、いくほともなくて妻をなんまうけてけり。」と

の親子の関係は、古今を問わず険悪なものであり、継母、継娘の仲につそして、継母はことさらに姉妹を憎んだとしている。このように義理

いての当時の世相を表現していることが読み取れる。

この「銅細工娘の段」の場面絵については、『建保本』は詞書のみのひどいときは、四五日も食事を与えず、命を絶とうとしたとある。四五日なとも食事をあたへすいのちもたえぬへき。」(『正嘉本』)、「或時はまた、継母は、ことあるごとに姉妹に対して辛くあたった。「はてはまた、継母は、ことあるごとに姉妹に対して辛くあたった。「はては

れているものである。
れているものである。
には鎌倉市荏柄天神社に伝来した『荏柄天神縁起』(三一〇二)九月十一日条に、同社の祭に大江広元を奉幣使としたなど(一二〇二)九月十一日条に、同社の祭に大江広元を奉幣使としたなど(一二〇二)九月十一日条に、同社の祭に大江広元を奉幣使としたなどの記載もあり、また、幕府の鬼門の鎮守として崇敬されていたと伝えらいる。

強調している。

強調している。

強調している。

の場面絵の前面には、仕事場らしき部屋にて作業をする銅細工が描
をの場面絵の前面には、仕事場らしき部屋にて作業をする銅細工が描
をの場面には、食事も与えず、命を絶とうとしている虐待の様相を
ら遠ざけ、さらには食事も与えず、命を絶とうとしている虐待の様相を
ら遠ざけ、さらには食事も与えず、命を絶とうとしている虐待の様相を

る継母が描かれている。そして、継母の前の釜で煮炊きする少女の『光信本』、『宮内庁六巻本』には、作業中の銅細工と同じ部屋に居《参考》同場面の絵について他の諸本をみてみると、『松崎本』、『根津本』、

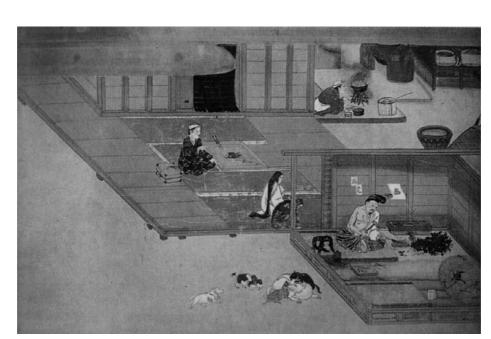


図1 部屋の片隅で虐げられる姉妹(『荏柄本』)

は離れた別室で寂しそうな表情で描かれることが、姉妹の置かれた絵は物語っており、これらが暖かそうな同室に描かれる一方、姉妹この赤子は、銅細工と継母との間に生まれた子どもであることを姿と、その少女にしがみつく生まれて間もない赤子を描いている。

第二節 姉妹参籠

虐待の状況を一層強調している。

姉妹とも北野に参籠して、のありさまをふかくうらめしくおもひて、せんかたなきあまりに、さすがは人のうさもつらさも思しらぬほどの身にてもなければ、こ「姉妹参籠」は、姉妹の北野社参籠を描く場面である。

の重要性を強調している。 天神に対して昼夜泣きながら祈ったとし、天神の霊験を得るための参籠ひるなみたをなかして、天神たすけさせ給へとうれへ申て、」(『荏柄本』)、と虐待に耐えかねた姉妹は家出し、北野社に参り籠った。姉妹は、「夜

そして て

る涙の色は、よその袖までもところせくぞ侍る。しく、あさゆふなれし面影は、身をもはなれぬに、いと、せきかぬに、ものをおもはぬひまなきにつけては、わかれし母の事のみこひ夜もすがら肝たんをくだきつ、、我身の前世の果報のつたなきゆへ

と、この状況の原因を、前世の果報がつたないためだと説明している。

一方、『弘安本』では、

よるひるなみたをなかしつ、、宿報のつたなき事、母にとく喪せる

口惜さなとを思つ、けて天神たすけさせ給へと申ゐたり、

と語られている。

と強調しているのである。 この原因を、前世での報いであるという仏教思想を拠り所とした有様だこの原因を、前世での報いであるという仏教思想を拠り所とした有様だこれは、姉妹がこのような状況にあるのは、宿報がないこと、つまり

さらに、姉妹は天神に対し、

ちをめせと申ける程に、」(『荏柄本』)と、姉妹の残された願いは、もはと願った。また、「うせにし母に孝養報恩をもせぬ程の身ならは、いのは、の孝養はうおんをもいたすほどの利生をあたへおはしませ。ねがはくは天満天神あはれみをたれ給て、人となる身となし給ひ、

ば、いまの程にも命をめして、もとよりまた佛神の御めぐみにももれて、この身にてはつべきなら事等を行うことである。姉妹は亡母への孝養報恩ができないこの現状を、「孝養報恩」とは、亡くなった親の恩に報いるための礼拝、布施、法

や亡母への孝養報恩のみであった。

と嘆いたのである。

また、『弘安本』でも、

うせにし母の孝養報恩もかなはす、かくてはつへき身ならは、すみ

やかにいのちをめすへきよしまてそ。

り、速やかに命を召せと天神に要求している。としているように、亡母の孝養報恩をできぬことを、恥ずべきことであ

ちすにみちびき給へとぞ祈請申ける。」と述べ、後世は母のいる浄土へさらに、命を召された後については、「後生をたすけ、母とひとつは

導いてほしいと願っている。『佐太文安本』でも、

にみちひきたまへとそ祈せひ申ける。た、いまの程に命をめして、後生をたすけ給て、母とひとつはちすりまた仏神も御めくみにももれて、この身にてもはつへきならは、母の孝養報恩をもいたすほとの利生をあたへおはしませ、もとよ

と天神に要求したのであった。とし、それが叶わぬのであれば、せめて亡母と同じ浄土へ導いてほしいと、天神に祈ったとしている。姉妹は、亡母への孝養報恩を第一の願い

る「継子譚」からも窺い知ることができる。して一般的に浸透していたことは、『神道集』の諸社の縁起におけ《参考》こうした親への孝養報恩に対する想いが、中世の人々の思想と

「二所権現の事」では、源中将尹統の娘である常在御前は幼き頃に母と死別し、後に継母と共に暮らすことになった。そして、常在御前をついには殺そうと思うまで憎むのである。そして、殺されそうになった常在御前は、「あひがたき今の住みかは限りにて、迎へたまへよ同じはちすに。」と、海へ身を投げようと決心し、亡き母に冥途に迎えるよう祈るのであるが、「南無千手千眼広大円満」と、年来の間、祈願している観音を一心に念誦し続けることによって助かったのである。

らたかとなった。天神は託宣で、銅細工の娘である姉妹の命がけの参籠祈請に対して、天神の霊験があ

かの御託宣にも、我身のうれいはさる事なれども、おさなき身のほ

し給ひける(傍線筆者、以下同)。どにて、孝養の志ふかきによりて、たちところに感應ありとぞしめ

と姉妹の熱心な孝養の心掛けに感応したのであった。

りとて感應ありて我まほりさいわうへしとそ仰られける。」と語ら《参考》この託宣について、『荏柄本』では、「孝養の心さしねんころな

れている。

て有忠は、姉妹の様子を怪しく思い、その子細を聴いて驚いた。そしこで有忠は、姉妹の様子を怪しく思い、その子細を聴いて驚いた。そる播磨守有忠(以下「有忠」と略す)という人物に出会うこととなる。そ天神の感応により、姉妹は、同じく北野社に参籠していた大国の受領

きて出にけり、まことにたのもしくぞ侍る。たらひつゝ、二人ながらむかへとるべきよしなど、さまぐ~いひおいかにも見すてがたく覚ければ、行すへの事までもねんごろに契か

たのである。と姉妹のことを哀れに思い、二人を迎えることとし、その将来を保障し

ら仏教側からの行為であることの強調と読み取れる。祈る姿が描かれている(図2)。これは、北野社における参籠が、社僧姉妹参籠の場面絵では、妹らしき少女が、袈裟姿の社僧と共に合掌し

馬の風格を備えているように描かれており、有忠の裕福振りを想像させの所有と思われる馬が付近に描かれている。これは鞍などの装備から名事までもねんごろに契かたらひつ、、」という場面である。また、有忠も少女が話し込んでいる姿が描かれている。これは詞書の「行すへのそして、社殿縁側では、郎従等を従えた有忠とみられる人物と、姉ら



図 2 社僧と共に参籠する姉妹(『荏柄本』)

第三節 姉妹受福

と有忠は姉を妻に迎えた。そして、妹は、 幼き姉妹の行く末を哀れに想い、その将来を約束した有忠であったが、 妹をば宮仕をさせける程に、これもやんごとなき人におもはれたて きたのかたにぞ定めける。 かなひたらんものこそ、行すゑもたのもしかるべけれとて、姉をば この播磨守いまださりぬべき妻室もなかりければ、かばかり神慮に

と貴人の邸宅へ出仕することとなり、高貴な人物に見初められた。

まつりて、

《参考》千葉県安房郡富山町平久里の平久里天神社に伝来する『平久里 本』では、

もみられる様相である。これは、参籠が昼夜にわたることを表しており、 を下すという時間的経過を表現していると考えられる。 心身ともに疲れ果て、夢遊状態になった時に、神仏が身近に現れて託宣 また、傍らで郎従と思われる人物が眠っている姿は、他の社寺縁起に

受ける日々から抜け出し、有忠と出会い幸福となっていく過程において、 虐待の現状から逃れたいということよりも、亡母への孝養を強く願って 天神の霊験を強調するためにはなくてはならないものであった。 いたことを強調したかったということである。 ここで強調しておきたいことは、天神縁起作者は、この姉妹の願いが この姉妹の北野社参籠の場面は、幼き哀れな姉妹が継母により虐待を

一 <u>一</u> 五.

て、めてたくさかへて、おと、をは宮つかへせさせけるほとに、宮うみまいらせなとし

と宮中へ出仕し、宮を生んだとある。

そして、

ともに身をかへたるごとくさかへ、めでたかりければ、思のごとく

と姉妹共に変身したかのようにめでたく栄え、天神に祈ったとおりに母にて、母の孝養をぞいたしける。

さらに姉妹は、亡母との約束を破った銅細工に対しても、の孝養報恩をすることができた。

父もいやしき身なれども、親子のむつびをこたる事なく、心ざしをさらに妨妨に、亡長との糸身を強った鎖糸口に対しても

びを交わしたとある。 と有忠のおかげで裕福となった後も、銅細工である父と親しく親子の睦

はこびければ、見る人きく人めでうらやみけり。

約束を裏切った父も含めた孝養を行ったとしているのである。養おもふさまにそし侍ける。」(『平久里本』)と、母のみならず、母とのおと宮仕となって幸福となった姉妹は、「めてたくさかへて、父母の孝がと宮仕となって幸福となった姉妹は、母の孝養として追善供養をした調書にあるとおり、かねてより姉妹は、母の孝養として追善供養をしたと父母のために堂塔を建立し、後には出家した。「姉妹参籠」の場面の

満神社に伝来する『津田本』では、
その後、出家した姉は往生を遂げたのであった。兵庫県姫路市津田天やの後、出家した姉は往生を遂げたのであった。兵庫県姫路市津田天の後、出家した姉は往生を遂げたのであった。 県津本』の後、出家した姉は往生を遂げたのである。 『根津本』の参考》このことは、両親への孝養報恩を説くものである。 『根津本』

にさかえて、父母のために堂塔をたて、種々の善を修して、のちに天神の御利生によりて、この女播磨守の妻となりて、おもひのま、

びついたこと暗示している。また、「種々の善を修し」たとあり、天神の霊験利生が、仏教による善根に結

は出家して発心の思ひに住して往生をとけにけり。

意をとけてけり(『松崎本』)。

言をとけてけり(『松崎本』)。

意をとけてけり(『松崎本』)。

で、父母の至孝思ひのことくにとけ、堂塔を天神の利生方便によりて、父母の至孝思ひのことくにとけ、堂塔を

と、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とていた繁栄として描かれているものの現れであり、天神の加護を得るとでいた繁栄として描かれているものの現れであり、天神の加護を得るとていた繁栄として描かれているものの現れであり、天神の加護を得るとと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事とと、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事と

読み取れる。 このような繁栄に預かるものだということを強調して説いていることが

の善根が、家の繁栄につながるということを説明しているのである。でいる。同場面には、庭先に引かれた名馬二頭も描かれているが、名馬でいる。同場面には、庭先に引かれた名馬二頭も描かれているが、名馬でいうことの強調が窺い知れる。また、堂塔の脇には、袈裟姿の社僧の姿が描かれており、詞書にあったように父母の追善の仏事法事という種々が描かれており、詞書にあったように父母の追善の仏事法事という種々が描かれており、詞書にあったように父母の追善の仏事法事という種々が描かれており、詞書にあったように父母の追薦の仏事法事ということを説明しているのである。『在本の善根が、家の繁栄につながるということを説明しているのである。『在本の一様の一様の表情には、一様の一様の一様の表情には、一様の一様の表情には、一様の一様の表情には、一様の一様の表情には、一様の一様の表情には、一様の表情には、一様の表情には、一様の表情には、一様の表情には、一様のである。『在本の一様の一様の表情には、一様の表情には、一様の表情には、一様の表情には、一様の表情には、一様の表情には、一様の表情には、一様の表情には、一様の表情には、一様の意味には、一様の表情にないますの表情には、一様の表情には、一

第二章 霊験譚と孝養報恩

第一節 継子譚と参籠

位の中将の妻となり、一族は栄えたという話である。 とないである。継子物である。継子物といえば、前章においても述べたが、『神道集』 こが権現の事」での継子は常在御前、すなわち娘(女性)である。室 一二所権現の事」での継子は常在御前、すなわち娘(女性)である。室 でれながらも、実母の霊の励ましと観音信仰により助けられ、後には二されながらも、実母の霊の励ましと観音信仰により助けられ、後には二されながらも、実母の霊の励ましと観音信仰により助けられ、後には二されながらも、実母の霊の励ましと観音信仰により助けられ、後には二されながらも、実母の悪の励ました。

いえよう。
「窓」
これらは、継子である娘を主人公とした継子物に共通した話の形式と

受難に対して、北野社に参籠し天神に祈請することによって、大国の受天神縁起「銅細工娘の段」においても、姉妹(女性)が継子としての

継子譚の説く女人往生に共通するものである。領のの前となり一族が繁栄し、後には出家し往生を遂げるということは、

段」がある。この話の内容は、人の子を宿した女房が、のである。同本には「銅細工娘の段」の後段に追加された「女房受難のの土師氏が願主となって、応長元年(一三一一)松崎社に奉納されたものである。は、山口・防府天満宮(松崎天神)に伝わるもので、当地

まいりていのり申ける程に、日かすゝてにみちぬれと、なけきのあまりに、丑時まいりといふ事をはしめて、卅三日北野へ

北野に祈請し、満願の日の帰途に盗賊に殺されかけるが、天神の加護に

にけり、この女房うれしともかきりなくて、しもおそろしけなりつるものとも一人もなく、かきけつやうにうせ腹の内の子やす~~とうまれにけり、さてあたりを見まわせは、さ

だろうか。

で、天神信仰の展開において、さらなる信者獲得を期待したのではないの段」のように女人受難に対しての、天神の救済という段を設けることの段」のように女人受難に対しての、天神の救済という段を設けることと強賊は消え去り、その場でやすやすと出産できたという話である。

諸本に姉妹参籠の場面絵がある(表1)。つまり、天神に祈り利生を得好参籠」にて詳しくみたが、「銅細工娘の段」においては、前章第二節「姉妹が北野社に参籠して天神に祈る経緯については、前章第二節「姉のとつ、姉妹が天神に祈る行為、すなわち「参籠」という問題がある。ここまでは、姉妹の継子という境遇についての考察であったが、もう

詣が広まることを縁起制作者は企図していたと考えられる。るには、社堂への参籠が重要だと強調することにより、天神社堂への参

天神縁起絵巻諸本中、姉妹参籠の場面を最も詳しく描いているのが である(図2)。他の諸本では社堂の軒下一部を描き、そこに 「「程柄本」である(図2)。他の諸本では社堂の軒下一部を描き、そこに 「一部本」である(図2)。他の諸本では社堂の軒下一部を描き、そこに 「一部本」である(図2)。他の諸本では社堂の軒下一部を描き、そこに 「一部本」とが注目できる。

でなしかるへきとそ。
天神に心さしをいたし、あゆみをはこはん輩は、いかなるのそみか

での参籠がよりいっそう重要であると感じるであろう。という詞書とあわせて、天神の霊験を蒙るためには、この荏柄天神社殿

おける裁判立証方法と深くかかわりがある。ていたことがわかる。また、参籠は参籠起請という鎌倉期、武家社会に二十五日まで参籠するのが例格であったとされており、参籠が重視されを受け、足利成氏の時は、正月二十三日の例祭には必ず当社に参詣し、「鎌倉年中行事」によれば荏柄天神社は、室町期には鎌倉公方の保護

など他八カ条が挙げられている。 | 日廿八日条では、宣誓を破る現象(起請の失)として、鼻血を出すこと | 偽なしと認められるものである。『吾妻鏡』文暦二年(一二三五)閏六 と記せられるものである。『吾妻鏡』文暦二年(一二三五)閏六 と記せられると認められる特定の現象が生じなければ、宣誓に虚 を籠起請とは、起請文を書いて宣誓した後、一定期間神社に参籠し、

また、参籠の場所は、鎌倉では荏柄天神社であった。一方、京都にお

一諸神社神官幷神人等令書起請時、於他社、不可書由事。いては、『吾妻鏡』仁治元年(一二四〇)十二月十六日条にある、

於京都、

令書者、

不嫌自他社、

於北野、

可書也。

割を担っていたと考えられる。として、天神社への参籠が重視され、天神信仰における布教・教化の役野社が指定されていた。このことからも、天神の霊験を蒙るための手段という記事にみるように、参籠の神社として、他社の神官といえども北

第二節 天神縁起と忠孝

御成敗式目(以下「式目」と略す)は、貞永元年(一二三二)、北条泰崎成敗式目(以下「式目」と略す)は、貞永元年(一二三二)、北条泰郎が定めた鎌倉幕府の基本法五十一カ条である。貞永式目とも呼ばれる。 理を基準とし、御家人の権利義務や所領相続等について規定されている。 理を基準とし、御家人の権利義務や所領相続等について規定されている。

孝の罪業を憚るべからず」と戒めているのである。さらに、「女子もしまず冒頭の部分で、「右、男女の号異なるといへども、父母の恩これ同じ。」と、女子といえども男子と同様に父母の恩は重きものであるとしじ。」と、女子といえども男子と同様に父母の恩は重きものであるとしじ。」と、女子といえども男子と同様に父母の恩は重きものであるとしじ。」と、女子といえども男子と同様に父母の恩は重きものであるとしている。当時の明法家が主張する「女子への譲与は悔い還さない」という法令を盾にして女子が、父母に対する不孝の所業を行わないよう「不の義がの親悔い還すや否やの事」は、所領を女子に譲り与ふるの後、不和の儀あるによって、そ第十八条「所領を女子に譲り与ふるの後、不和の儀あるによって、そ

こうした戒めにより、があれば女子であろうとも親の判断で悔い返しができると規定している。向背の儀あらば、父母よろしく進退の意に任すべし。」と、親への反抗

母は撫育を施さんがために慈悲の思ひを均しうせんものか。これによって、女子は譲状を全うせんがために忠孝の節を竭し、父

て、父母は男女の別なく所領を譲るであろうとしている。と、女子といえども日頃から忠孝をつくすべきであり、そのことによっ

天神縁起「銅細工娘の段」においても、

ひあるへからす(『佐太文安本』)。 請申さむことは、時日をめくらさすして、万願成就せむことうたかおほよそ天神を信仰申さむ人はまつ忠孝をさきとして、(中略)祈

第一であるとしている。と述べられ、天神の霊験を蒙り万願成就となるには忠孝をつくすことが

を忘れ、

義務を尽くすことでもある。奉仕を意味する。また、臣下としての義務を尽くすことと、子としての忠孝とは、忠と孝、すなわち主君に対する忠誠と、親に対する誠心の

ここでは、従者と主人との関係において、る事」は、武家社会の主従関係における所領譲与に関する規程である。武目第十九条「親疎を論ぜず、眷養せらるる輩、本主の子孫に違背す

感歎するの余り、或は充文を渡し、或は譲状を与ふるの処、の如きか。ここにかの輩、忠勤をいたさしむるの時、本主その志に右、人を憑むの輩、親愛せられば子息の如く、しからずばまた郎従

と、他人の保護を受けようとする者、すなわち従者は、親愛されれば子

であった。
動すれば主人はその志に感歎し、充文や譲状によって所領を給与したの動のように扱われ、或いは郎従のように扱われたとされる。そして、忠

い返し得ないという法理を主張することに対して式目は、こうして主人より恩給を受けたにもかかわらず、他人への贈与物は悔

和与の物と称して、本主の子孫に対論するの条、結構の趣はなはだ

然るべからず。

めている。と和与であると主張し、本主の子孫と所領について争うことを厳しく戒

或は他人の号を仮り、或は敵対の思ひをなす。たちまち先人の恩顧従としての礼をもって接したにもかかわらず、争うことがあるならば、そして、恩顧に在り付こうとして、子息の如き儀をとって、しかも郎

の恩顧を忘れ」ることになると戒めているのである。れたものでもないと主張して本主の子孫と争うことは、「たちまち先人と子息として譲与を受けたのではなく、かといって、郎従として恩給さ

子孫に与えられるという規程である。このように本主の子孫に違背した場合は、既に譲り得た所領は本主の

重視する思想が窺える。
こうした規程に見られるように中世武家社会においては、忠勤と恩を

仕となって幸福を得た。このように身を変えたるごとく栄えたのは、社で有忠に出会うこととなった。そして、姉は有忠の北の方に、妹は宮天神縁起「銅細工娘の段」においては、天神の霊験により姉妹が北野

るとなり(『スペンサー本』)。
忠孝の志ねんころなるによりて、感應応ありて、守りさいはひ侍け

のである。と託宣し、忠孝の志があったからこそだと天神縁起は人々に説いている

《参考》他の諸本では、

- はひ侍けるとなり(『佐太文明本』)。・御託宣は、忠孝の志ねんころなるによりて、感應ありて、守さい
- しめし給ひける(『建保本』)。ほどにて、孝養の志ふかきによりて、たちところに感應ありとぞいかの御託宣にも、我身のうれいはさる事なれども、おさなき身の
- りさいわうへしとそありける(『弘安本』)。・御託宣には、孝養の意ねんころなるによりて、感應ありて、まも
- むへしとそおほせられける(『伊保庄本』)。母の孝養の心さしふかきによりて、感應ありて、我まほりはく、

としている。

当時の武家社会においては、子息に譲り与へざる事」は、父母が子へ所領を相続する際の規程である。式目第二十二条「父母所領配分の時、義絶にあらずといへども成人の

労功を積むの処、その親、成人の子をもって吹挙せしむるの間、勤厚の思ひを励まし

しかし、出仕させて奉公の労を重ねさせた結果、幕府に推挙していたものである。と元服をすませた子に対し親の代官として公事を勤めさせたり、幕府に

ずといへども、たちまちかの処分に漏る。
或は継母の讒言に付き、或は庶子の鍾愛により、その子義絶せられ

にも困窮し、立ち行かなくなってしまうこととなる。にもかかわらず、兄は所領を譲り受けられなくなる。これでは、経済的と継母の讒言を取り入れたり、若年の子を溺愛した場合、功労を積んだ

なった子の所領の五分一は充て給うことを規定したものである。このような場合の救済策として、知行する所領が無い兄にも、嫡子と

ところが、こうした救済規程においても、

いては、沙汰の限りにあらず。そもそも嫡子たりといへども指したる奉公なく、また不孝の輩にお

たことが読み取れる。と当時の武家社会は、不孝の者に対しては厳しい態度で臨むものであっ

条泰時が弟重時に宛てた消息がある。これには、こうした武家社会の心得となった御成敗式目を制定するにあたり、北

がは、、人の心の曲れるをば棄て、直しきをば賞して、おのづから 土民安堵の計り事にてや候とてかやうに沙汰候を、京辺には定めて 物をも知らぬ夷戎どもが書きあつめたることよなと、わらはる、方 も候はんずらんと、憚り覚え候へば、傍痛き次第にて候へども、か ねて定められ候はねば、人にしたがふことの出来ぬべく候故に、か く沙汰候也。

とは、忠孝のことである。こうした道理を、と述べられている。ここでいう、「従者主に忠をいたし、子親に孝あり」

と、関東の御家人、守護・地頭に知らしめ、武家社会の規範としようと れたる事候は、、追うて記し加へらるべきにて候。あなかしく。 その国中の地頭・御家人ともに、仰せ含められ候べく候。これにも られ候べし。且は書き写して、守護所・地頭には面々にくばりて、 関東御家人・守護所・地頭にはあまねく披露して、この意を得させ

したのであった。

天神縁起「銅細工娘の段」においても

ぐらさずして、まん願成就せんこと疑あるべからず。 なにごとにてもどうりをそむかず、祈請申さんことは、とき日をめ おほよそ天神信仰申さむ人は、まづ忠孝をさきとし、是非をわきま 慈悲の心ふかくて人をたすけ、 民をやすくして、

らないとしている とあり、天神の霊験を仰ごうとする人は、第一に忠孝に励まなければな

く人を助け、民を安らかにして、道理にそむかないことが肝心であり、 いるのである。 そうすることによって、全ての願いが成就するのであると人々に説いて そして、是非をわきまえて正直であることだとする。さらに、慈悲深

用することで、 天神信仰の布教・教化において、武家社会に当時浸透していた道理を利 神縁起の方が先であるが同時期のものといえる。天神縁起の制作者は、 **詞書から建保年間(一二一三~一二一九)とされているため、成立は天** 年次は貞永元年(一二三二)とされており、『建保本』の成立は序文の これは、前掲の消息の根底にある思想と全く同じである。この消息の 武家社会での天神信仰の伝播を意図していたのではない

だろうか。

きとの示現を蒙り、北野社に参籠し祈請することによって、天神の夢告 を蒙り、年頃の願望どおり念仏往生を遂げたという話である。 るため、熊野那智山に参籠するも、その事を知るには北野社に参籠すべ (『建保本』においては念西)という僧が、臨終正念往生極楽の定日を知 ところで、同じく天神縁起霊験譚である「西念往生の段」 は、

念仏信仰をも包摂しようとしたものだといえる。 の教導により念仏往生を遂げたとされることは、 念仏者念西が、熊野那智山における示現により北野社に参籠し、天神 天神信仰が熊野信仰、

考えられる。 悪条件を克服して、参詣・参籠するには、経済的にも大きな負担があっ 熊野信仰は、東国を中心とした武家層の間に次第に浸透し、地方から武 を、中世武士層に狙いをつけていたことの表れと考えることができる。 ており、地方武士の大番役等での上洛という機会を得ることもあったと たと予想される。北野社においては、京の都という立地的好条件を備え 士、主として地頭級武士が参詣した。しかしながら、熊野という立地的 こうしたことは、天神縁起制作者が天神信仰の布教・教化面での対象

う、 を天神縁起制作者が期待したのではないだろうか。また、地方武士とい が予想できる。在京の折に機会を得て、地方への勧請が進むという効果 野側の保障を強調することにより、熊野信仰者も天神信仰に流れること という能力に限界があり、それが北野社にて祈願すれば叶うという、熊 天神縁起「西念往生の段」において、熊野には「臨終正念往生極楽」 殺生を日常とする人々にとって、天神の利生が「念仏による往生

考えられる。ということであれば、さらに大きな布教・教化の効果に結びついたとも

のである。 「調細工の娘である姉妹は、天神縁起は、武家社会の至福にも対応していた まける裕福者として御家人、守護・地頭とも置き換えることが可能であ おける裕福者として御家人、守護・地頭とも置き換えることが可能であ おける裕福者として御家人、守護・地頭とも置き換えることが可能であ る。そういった点では、天神縁起は、平安時代以降、任国に赴いた国 出会うことで幸福となった。受領とは、平安時代以降、任国に赴いた国 出会うことで幸福となった。受領とは、平安時代以降、任国に赴いた国

信仰の展開であった。
によって天神の利生、すなわち幸福を得られるという構図が、天神る。この天神縁起によって語られた、北野社での参籠が忠孝に結びつく践すれば幸福を得ることができる、ということを意識させていたのであ践上のように天神縁起は、人々に対し、日々の忠孝という生き方を実

第三節 天神縁起と報恩

天神縁起「銅細工娘の段」姉妹参籠の場面において、姉妹は天神に対

は、の孝養はうおんをもいたすほどの利生をあたへおはしませ『建は、の孝養はうおんをもいたすほどの利生をあたへおはしませ』ながはくは天満天神あはれみをたれ給て、人となる身となし給ひ、

と亡母の孝養報恩を望んだ。

報恩とは、仏、祖師、親などの恩に報いるために、法事・布施・礼拝

などをすることを意味する。

之沙汰」では、地の恩、衆生の恩、国王の恩があるとする。また、同じく巻第二「烽火地の恩、衆生の恩、衆生の恩、是也。」と、恩には父母の恩のほか、天王の恩、父母の恩、衆生の恩、是也。」と、恩には父母の恩のほか、天

君の御ために既不忠の逆臣となりぬべし。猶たかき父の恩忽に忘れんとす。痛哉不孝の罪をのがれんと思へば悲哉君の御ために奉公の忠をいたさんとすれば、迷慮八万の頂より

まってしまった。と、重盛は君である法皇と、父である清盛との板挟みとなり進退これ窮

まり逆臣に同じであるとし、どちらも重罪であるとしている。ことを強調しているのである。不孝、つまり親に背くことは、不忠、つここでは中世の思想の根幹として、国王の恩と同様に父母の恩が重い

五月に鎌倉を進発し身延山に入山したときのことを、ている。『報恩抄』は、日蓮の師であった道善房が死去したため、亡き師でいる。『報恩抄』は、日蓮の師であった道善房が死去したため、亡き師一方、日蓮の著述においても同様に孝養の心、すなわち孝心が説かれ

やぶり、命をすつれども、破れざればさてこそ候へ。に父母の恩・師匠の恩・三宝の恩・国恩をほうぜんがために、身を同五月の十二日にかまくらをいでゝ、此山に入れり。これはひとへ

としている。というの目的が父母の恩を始めとした報恩のためであったと語っており、入山の目的が父母の恩を始めとした報恩のためであった

富木常忍に宛てたとされる書状である。 同じく「忘持経事」は、建治二年(一二七六)三月、身延から日蓮が

これは、亡母の遺骨を奉じて身延の日蓮を訪ねた常忍が、その帰りに 大経を忘れたので、日蓮が使いをもって届けさせた時に付した書状である。法華経の帰依者として本来なら、常忍は日蓮に厳重な誠告を受ける ところであったが、彼の日ごろの堅固な信心を知る日蓮は、持経は忘れても法華経の信心までも忘れたわけでないと、次のように述べている 我が頭は父母の頭、我が足は父母の足、我が十指は父母の十指、我が口は父母の口なり。譬へば、種子と菓子と、身と影との如し。教 主釈尊の成道は浄飯・摩耶の得道なり。吉占師子・青堤女・目揵尊 主釈尊の成道は浄飯・摩耶の得道なり。吉占師子・青堤女・目揵尊 者は同時の成仏なり。かくの如く観ずる時、無始の業障は忽ちに消え、心性の妙蓮は忽ちに開き給ふか。しかる後、随分に仏事をなし、事故なく還り給へりと云々。

子同時成仏を説いたものであった。これは、常忍が熱心に亡母供養の仏事を行ったという孝心に対して、親

る功徳が述べられたものである。 でその功徳を説き、大橋太郎の故事を示し、孝養の志と法華経を信用すな者といわれる南条兵衛七郎の妻子にあてた消息で、供養の品々をあげまた、同じく日蓮の消息文である「南条殿御返事」は、北条一門の縁

法華経をよみしかば、よみわたりけるのみならず、そらにをぼへてと申せしかば、いそぎ寺にのぼりて、いえ、かへる心なし。晝夜にためなり。佛に花をもまいらせよ、経をも一巻よみて孝養とすべしは、いわく、をのれをやまでらにのぼする事は、をやのけうやうの

ありけり。

孝養であると強調している。 ここでは、法華経を読むこと、すなわち親のために仏事を行うことが

為と供養じて、勝長寿院と号せらる。(中略)新なる道場を造り、父の御べをうけとりたまふぞ哀なる。(中略)新なる道場を造り、父のかう鎌倉へ入り給ふ。聖をば大床に立て、我身は庭に立ッて、父のかう源二位片瀬河まで迎におはしけり。それより色の姿になりて、泣と

と語られ、頼朝は父義朝のために廟堂を建立したとしている。一方、『吾

妻鏡』文治元年(一一八五)八月三十日の記事は

給之後、以毎日転読法華経、被備没後追福、二品御素意偏以孝為本之処、未盡水菽之酬、而平治有事、厳閣夭亡

と、亡父の供養のために毎日、法華経を読んでいたとする。

養の仏事を重視していたことである。 これらの史料から読み取れることは、中世武家社会において、亡父供

ている。 天神縁起「銅細工娘の段」においても同様に亡親への仏事が強調され

の本意をとけてけり(『弘安本』)。 一くり、佛事法事をいとなみて、のちには発心出家して、往生極楽 目し家門栄耀にほこりて、父母の至孝、思のことくにとけ、堂塔を 天神の利生方便によりて、この女大国受領の北方となりて、子孫繁

天神の利生方便によって大国の受領の妻となった姉が、その後も子孫

である。 である。 である。 を遂げたからこそだと説明する。それは、父母のために「仏事法事を営繁昌し家門栄耀となったのは、天神に命をかけて願った「父母の至孝」

おわりに

明らかにした。
明らかにした。
明らかにした。
以上、本稿においては、中世以降、盛んに制作された寺社縁起の代表が鎮守神として受容されたことの背景に「忠孝」の強調があったことをが鎮守神として受容されたことの背景に「忠孝」の強調があったことをが鎮守神として受容されたことの背景に「忠孝」の強調があったことをが鎮守神として受容されたことの背景に「忠孝」の強調があったことをが鎮守神として受容されたことの背景に「忠孝」の強調があったことをが鎮守神として受容されたことの背景に「忠孝」の強調があったことを明らかにした。

神縁起制作者の意図を考えた。
③姉妹受福、の各場面の内容について紹介した。銅細工の娘である姉妹が、継母による虐待から逃れ、北野社に参籠することによって、大国のが、継母による虐待から逃れ、北野社に参籠することによって、大国のが、といい、『建保本』・『荏柄本』を中心に①姉妹虐待、②姉妹参籠、第一章では、『建保本』・『荏柄本』を中心に①姉妹虐待、②姉妹参籠、

ながることを人々に説いたのが、霊験譚「銅細工娘の段」であった。 学えて、仏事・法事という善根を積むことができ、それが往生極楽へつ であれば、命を召せと天神に要求する命がけの参籠によって父母の のであれば、命を召せと天神に要求する命がけの参籠によって父母の のであれば、命を召せと天神に要求する命がけの参籠によって、天神の のであれば、命を召せと天神に要求する命がけの参籠によって、天神の

おいて重視されていた道理であったことを論じてみた。第二章では、「銅細工娘の段」で強調される忠孝が、中世武家社会に

『御成敗式目』・『平家物語』に強調される忠孝という道理は、天神縁をった。また、「銅細工娘の段」で強調される亡親への供養としての仏あった。また、「銅細工娘の段」で強調される亡親への供養としての仏あった。また、「銅細工娘の段」で強調される忠孝という道理は、天神縁あった。

開したのである。
のながるという念仏信仰の上で成立し、忠孝の強調により天神信仰が展後報恩のための仏事・法事という儀礼が、種々の善根となり往生極楽に差報恩のための仏事・法事という儀礼が、種々の善根となり往生極楽に

たのである。
ここで強調しておきたいのは、中世人の願いである至福に対する救済ここで強調しておきたいのは、中世人の願いである至福に対する教済として、当時最も身近な関係であった親子関係を対象として説かれてい ここで強調しておきたいのは、中世人の願いである至福に対する救済

注

- 「北野天神縁起にみる本地垂迹信仰の展開」(法蔵館、一九九九年)。(1) 今堀太逸『本地垂迹信仰と念仏―日本庶民仏教史の研究―』第一章

- 4 (3) 真保亨 『北野聖廟絵の研究』 (中央公論美術出版、一九九四年、二二頁)。 真保亨『絵巻 北野天神縁起』日本の美術 4 (至文堂、一九九一年)。
- 5 以下、注記のない詞書は『建保本』のものである。
- 6 『荏柄本』の「銅細工娘の段」の詞書全文。

り、いまも昔もなさぬ中のならひにて、此継女をあなかちに、くみけ とこ契おきし事をわすれて、その年幾程なくて妻をなんまうけたりけ ちたりけり。十二十四許にて母わつらひけるに、此子共をねんころに さかへて、父母のために堂塔をつくりて、後には出家して発心の心に ゆみをはこはん輩は、いかなるのそみかむなしかるへきとそ。 ほりさいわうへしとそ仰られける。およそ天神に心さしをいたし、あ 侍ける。御詫宣には孝養の心さしねんころなりとて、感應ありて我ま をよひよせてこのゆへをき、て、やかて妻にしけり。妹をは宮仕させ 母に孝養報恩をもせぬ程の身ならは、いのちをめせと申ける程に、御 り、四五日物をたにもくわせすなんして、いのちをたゝんとなんしけり。 糸惜しく思て、おとこに返々契申様、あなかしこくく。此子共のあり ちうして往生をとけてけり。 ける程に、宮うみまいらせて、目出さかへて父母の孝養思さまにそし 詫宣あらたにて、参あひこもりたりける。播磨守有忠おとろきて、姉 ひるなみたをなかして、天神たすけさせ給へとうれへ申て、うせにし つかん程、継母にみせ給なとなくくく申て、はかなくなりにけり。お 北野の御利生によりて、此むすめ播磨守の御前になりて、思のまゝ 人の気色もうらめしくおもひて、姉妹北野に参てこもりにけり。夜 白河天皇御宇承保二年西七条に、貧き銅細工ありけり。女子二人も

- 7 東洋文庫『神道集』(平凡社、一九六七年、三〇頁)。
- 8 9 新日本古典文学大系54『室町物語集 上』(岩波書店、一九八九年)。 『角川日本地名大辞典』第一四巻 神奈川県(角川書店、一九八四年)。
- $\widehat{10}$ 佐藤進一『新版古文書学入門』(法政大学出版局、一九九七年、
- 12 11 御成敗式目の引用は、日本思想大系二一『中世政治社会思想 『吾妻鏡』の引用は新訂増補国史大系本による。

上に

よる。以下、原文を掲載しておく。

- ◇第十八条「譲与所領於女子後、依有不和儀、其親悔還否事」 育均慈愛之思者歟、 母宜任進退之意、依之、女子者為全讓状竭忠孝之節、父母者為施撫 於女子歟、親子義絶之起也、教令違犯之基也、女子若向背之儀、父 不悔返之文、不可憚不孝之罪業、父母亦察及敵対之論、不可譲所領 右男女之号雖異、父母之恩惟同、爰法家之倫雖有申旨、女子則憑
- ◇第十九条「不論親疎被眷養輩、違背本主子孫事.

◇第二十二条「父母所領配分時、雖非義絶、不譲与成人子息事」 且致郎従之礼、向背之後者、或仮他人之号、或成敵対之思、忽忘先 対論本主子孫之条、結構之趣甚不可然、求媚之時者、且存子息之儀 勤之時、本主感歎其志之余、或渡充文、或与譲状之処、称和与之物 人之恩顧、違背本主之子孫者、於得讓之所領者、可被付本主之子孫! 右憑人之輩、被親愛者如子息、不然者又如郎従歟、爰彼輩令致忠

又於不孝之輩者、非沙汰之限 但雖為小分於計充者、不論嫡庶、宜依証跡、抑雖為嫡子無指奉公、 条非拠之至也、仍割今所立之嫡子分、以五分一可充給無足之兄也、 母之讒言、或依庶子之鍾愛、其子雖不被義絶、忽漏彼処分、佗傺之 右其親以成人之子令吹拳之間、励勤厚之思、積労功之処、或付継

- 前掲書(12)三九―四〇頁。
- 14 前掲書(1)五〇頁。
- 15 『平家物語』の引用は新日本古典文学大系本による
- 16 日本思想大系一四『日蓮』(岩波書店、 一九七〇年、二九〇頁)。
- 17 前掲書(16)二四六—二四八頁。
- 兜木正亨校注 『日蓮文集』 (岩波書店、一九六八年、九六頁)。

(うえぞの たかひろ 文学研究科日本史学専攻修士課程修了)

(指導:今堀 太逸 教授)

二〇一〇年九月二十八日受理

表 1 天神縁起諸本	(成立年代順)
------------	---------

				銅細工娘の段					
	分類	諸本名 成立		場面絵			面絵		
	77 755	шнтч	194.315	詞書		病母 死去			MING (IAA)
1	甲	建久本 (詞書のみ)	1194年	_	_	_	_	_	北野天満宮
2	甲	建保本 (詞書のみ)	1213年	1	_	_	_	_	(神宮文庫)
3	甲	承久本	1219年	2	_	_	_	_	北野天満宮
4	丙	正嘉本 (詞書のみ)	1258年	2	_	_		_	高槻市上宮天満宮
5	丙	弘安本	1278年頃	2			0		北野天満宮ほか分蔵
6	乙	津田本	1298年	2	0		0	0	津田天満宮
7	丙	松崎本	1311年	2	0		0	0	防府天満宮
8	甲	荏柄本	1319年	2	0		0	0	前田育徳会 (鎌倉)
9	甲	平久里本	14世紀半	3	0				平久里神社 (千葉)
10	丙	根津本	14~15世紀	4	0		0	0	根津美術館
11	乙	伊保庄本	1403年	4	0		0	0	出光美術館 (播磨)
12	甲	杉谷本	1419年	4		0	0	0	杉谷神社
13	甲	菅生本	1427年	4		0	0	0	菅生神社
14	甲	佐太文安本	1446年	4	0		0	0	佐太天満宮
15	甲	佐太文明本	1479年	4		0	0	0	佐太天満宮
16	甲	スペンサー本	15世紀末	4		0	0	0	ニューヨークパブリックライブラリー
17	乙	光信本	1503年	4	0		0	0	北野天満宮
18	丙	宮内庁六巻本	室町時代	4	0		0	0	宮内庁三の丸尚蔵館

- ※1 詞書○番号は引用文献を示す。
 - ① 『北野誌』地巻(『北野文叢』巻十五)
 - ② 真保亨『北野聖廟絵の研究』(中央公論美術出版、1994年)
 - ③ 仏教芸術80
 - ④ 須賀みほ『天神縁起の系譜 研究・資料編』(中央公論美術出版、2004年)
- ※2 場面絵○は絵巻における絵の存在を示す。
- 3 場面絵の引用は須賀みほ『天神縁起の系譜 図版編』(中央公論美術出版、2004年)による。